

誤

洗浄設備

(特化則第38条)

＜①従前から、②③平成29年1月1日から適用＞

保護衣等で防護をしていても、また、予期せず、身体に化学物質が接触することがあるため、特定化学物質の第1類物質や第2類物質について、次の措置を講じなければなりません。

- ① 事業者は、第1類物質や第2類物質を製造したり、取り扱う作業に労働者を従事させるときは、洗顔、洗身またはうがいの設備、更衣設備および洗たくのための設備を設けること。
- ② 事業者は、労働者が第1類物質や第2類物質に汚染されたときは、身体を速やかに洗浄させ汚染を除去すること
- ③ 労働者は、事業者から洗浄を命じられたときは、その身体を洗浄すること

※ 第3類物質については、避難訓練や救護組織の確立に努めるとともに、接触しないよう、所定の漏えい防止措置を講じなければなりません。また、もし、皮膚に接触した場合は直ちに洗浄してください。

【参考】経皮吸収防止対策に係る特定化学物質ごとの適用

(特化則第2の2,12の2,24,38,44条)

◎：実施義務がかかっています。

○：特化則第44条第1項に基づき、保護衣等の備え付けが必要です。同条第2項は適用されませんが、リスクアセスメントを行い、保護衣等の使用の要否を判断しなければなりません。なお、コバロトまたはその無機化合物のうち、皮膚障害や皮膚吸収による障害のおそれのないものは該当しません。

×：特化則の義務はありませんが、安衛則第594,596～598条（保護具）、第625条（洗浄設備等）が適用される場合、それらに基づく措置が必要です。

条文		洗浄設備（特化則第38条）		保護衣等（特化則第44条）	
特定化学物質	業務	クロロホルム等有機溶剤業務 エチルベンゼン塗装業務 1,2-ジクロロプロパン 洗浄・払拭業務	左以外の業務	クロロホルム等有機溶剤業務 エチルベンゼン塗装業務 1,2-ジクロロプロパン 洗浄・払拭業務	左以外の業務
	業務				
特別有機溶剤	○クロロホルム ○四塩化炭素 ○1,4-ジオキサン ○1,2-ジクロロエタン ○ジクロロメタン ○スチレン ○1,1,2,2-テトラクロロエタン ○テトラクロロエチレン	◎	×	◎	◎
	○トリクロロエチレン ○メチルイソブチルケトン ○エチルベンゼン ○1,2-ジクロロプロパン	◎	×	○	×

特定化学物質	業務	特化則第2条の2 第2～7号の業務	左以外の業務	特化則第2条の2 第2～7号の業務	左以外の業務
○コバロト又はその無機化合物 ○酸化プロピレン ○三酸化ニアンチモン ○リフラクトリーセラミックファイバー		×	◎	×	○
○ジメチルー2,2-ジクロロビニルホスフェイト ○ナフタレン		×	◎	◎	◎
○その他の特化則第44条第2項対象物質 (オルトートルイジンを含む)			◎		◎
○その他の第一類、第二類物質			◎		○

正

洗浄設備

(特化則第38条)

＜①従前から、②③平成29年1月1日から適用＞

保護衣等で防護をしていても、また、予期せず、身体に化学物質が接触することがあるため、特定化学物質の第1類物質や第2類物質について、次の措置を講じなければなりません。

- ① 事業者は、第1類物質や第2類物質を製造したり、取り扱う作業に労働者を従事させるときは、洗顔、洗身またはうがいの設備、更衣設備および洗たくのための設備を設けること。
- ② 事業者は、労働者が第1類物質や第2類物質に汚染されたときは、身体を速やかに洗浄させ汚染を除去すること
- ③ 労働者は、事業者から洗浄を命じられたときは、その身体を洗浄すること

※ 第3類物質については、避難訓練や救護組織の確立に努めるとともに、接触しないよう、所定の漏えい防止措置を講じなければなりません。また、もし、皮膚に接触した場合は直ちに洗浄してください。

【参考】経皮吸収防止対策に係る特定化学物質ごとの適用

(特化則第2の2,12の2,24,38,44条)

◎：実施義務がかかっています。

○：特化則第44条第1項に基づき、保護衣等の備え付けが必要です。同条第2項は適用されませんが、リスクアセスメントを行い、保護衣等の使用の要否を判断しなければなりません。なお、コバロトまたはその無機化合物のうち、皮膚障害や皮膚吸収による障害のおそれのないものは該当しません。

×：特化則の義務はありませんが、安衛則第594,596～598条（保護具）、第625条（洗浄設備等）が適用される場合、それらに基づく措置が必要です。

条文		洗浄設備（特化則第38条）		保護衣等（特化則第44条）	
特定化学物質	業務	クロロホルム等有機溶剤業務 エチルベンゼン塗装業務 1,2-ジクロロプロパン 洗浄・払拭業務	左以外の業務	クロロホルム等有機溶剤業務 エチルベンゼン塗装業務 1,2-ジクロロプロパン 洗浄・払拭業務	左以外の業務
	業務				
特別有機溶剤	○クロロホルム ○四塩化炭素 ○1,4-ジオキサン ○ジクロロメタン ○スチレン ○1,1,2,2-テトラクロロエタン ○テトラクロロエチレン	◎	×	◎	◎
	○1,2-ジクロロエタン ○トリクロロエチレン ○メチルイソブチルケトン ○エチルベンゼン ○1,2-ジクロロプロパン	◎	×	○	×

特定化学物質	業務	特化則第2条の2 第2～8号の業務	左以外の業務	特化則第2条の2 第2～8号の業務	左以外の業務
○コバロト又はその無機化合物 ○酸化プロピレン ○三酸化ニアンチモン ○リフラクトリーセラミックファイバー		×	◎	×	○
○ジメチルー2,2-ジクロロビニルホスフェイト ○ナフタレン		×	◎	◎	◎
○その他の特化則第44条第2項対象物質 (オルトートルイジンを含む)			◎		◎
○その他の第一類、第二類物質			◎		○